

第5章

景観重要建造物・

景観重要樹木の指定の方針



5 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

5-1 景観重要建造物の指定の方針

当市では、それぞれの地域で培われ、育まれてきた歴史や文化、産業と、地域に住む人々の生活を背景に、様々な建造物が造られ、固有のまち並みが形成されてきました。これらの建造物のうち、地域のランドマークとなるもの、景観形成の先導的役割を担うものなど、特に当市の景観形成に重要な役割を果たす建造物について、景観重要建造物として指定することで、当市固有の良好な景観の保全や建造物の活用を図っていきます。

(1)景観重要建造物の指定基準

景観重要建造物の指定基準を、次のとおり定めます。

- ①建造物の外観が、次のいずれかに該当する景観的特徴を持ち、良好な景観の形成に資する重要なものであること。
 - 景観的な価値を有するもの
市民や来訪者のランドマークとなるなど、当市の景観において特に重要な役割を担う建造物であること。
 - 歴史的な価値を有するもの
建造物が当市の歴史的な変遷の中で重要な役割を果たし、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。
 - 建築的な価値を有するもの
建造物が、その構造や意匠等について建築的な価値が高く、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。
 - 地域固有の価値を有するもの
地域の歴史・民俗・文化などを考えるうえで重要な役割を担い、地域固有の価値を後世に伝えるうえで必要であると認められるものであること。
- ②市民や来訪者から望見できるものであること。
- ③地域における重要性が地域住民に認められ、良好な景観の形成に必要であること。

※なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定をされたものについては、景観重要建造物に指定できません。(法第19条第3項)

(2)景観重要建造物の指定手続き

景観重要建造物の指定には、所有者の同意が必要となります。

指定にあたっては、所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議を行い、建造物の保全や管理、活用に関する事項を定めます。定めた事項については景観審議会に諮問し、意見を聴きます。

また、建造物の所有者等は、法第20条の規定に基づき景観重要建造物として指定することを提案することができます。

(3)景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針

景観重要建造物の指定を受けた建造物(以下、「指定建造物」という。)は、法の規定により現状変更(通常管理行為、政令で定める軽易な行為は除く。)には市長の許可が必要となるほか、所有者及び管理者(以下、「所有者等」という。)には、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務が生じます。そのため、市では所有者等が適切に保全・管理を行えるよう支援するとともに、指定建造物の周辺における良好な景観の形成についても取り組めます。

また、指定建造物の保全・活用のため、指定建造物に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定建造物への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。

5-2 景観重要樹木の指定の方針

特に当市の景観形成に重要な役割を果たす樹木について、景観重要樹木として指定することで、当市固有の良好な景観の保全や建造物の活用を図っていきます。

(1)景観重要樹木の指定基準

景観重要樹木の指定基準を、次のとおり定めます。

①樹木の外観が、次のいずれかに該当する景観的特徴を持ち、良好な景観の形成に資する重要なものであること。

●景観的な価値を有するもの

市民や来訪者のランドマークとなるなど、当市の景観において特に重要な役割を担う樹木であること。

●歴史的な価値を有するもの

樹木が当市の歴史的な変遷の中で重要な役割を果たし、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。

●地域固有の価値を有するもの

地域の歴史・民俗・文化などを考えるうえで重要な役割を担い、地域固有の価値を後世に伝えるうえで必要であると認められるものであること。

②市民や来訪者から望見できるものであること。

③地域における重要性が地域住民に認められ、良好な景観の形成に必要であること。

※なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定をされたものについては、景観重要樹木に指定できません。(法第28条第3項)

(2)景観重要樹木の指定手続き

景観重要樹木の指定には、所有者の同意が必要となります。

指定にあたっては、所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議を行い、樹木の保全や管理、活用に関する事項を定めます。定めた事項については景観審議会に諮問し、意見を聴きます。

また、樹木の所有者等は、法第29条の規定に基づき景観重要樹木として指定することを提案することができます。

(3)景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針

景観重要樹木の指定を受けた樹木(以下、「指定樹木」という。)は、法の規定により現状変更(通常の管理行為、政令で定める軽易な行為は除く。)には市長の許可が必要となるほか、所有者及び管理者(以下、「所有者等」という。)には、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務が生じます。そのため、市では所有者等が適切に保全・管理を行えるよう支援するとともに、指定樹木の周辺における良好な景観の形成についても取組みます。

また、指定樹木の保全・活用のため、指定樹木に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定樹木への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。